

## 第1節 平和安全法制の整備に関する経緯

## 1 ■ 法整備の背景

わが国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増しており、今や脅威は容易に国境を越え、もはや、どの国も一国のみでは、自国の安全を守れない時代となった。

このような中、わが国の平和と安全を維持し、その存立を全うするとともに、国民の命を守るためには、まず、力強い外交を推進していくことが重要であるが、同時に、万が一の場合の備えも必要である。

具体的には、わが国自身の防衛力の適切な整備、維持、運用や、同盟国である米国をはじめ、関係国との協力関係を深めること、特に、わが国及びアジア太平洋地域の平和と安定のために、日米安全保障体制の実効性を一層高め、日米同盟の抑止力を向上させることにより、武力紛争を未然に回避し、わが国に脅威が及ぶことを防止することが必要不可欠である。

そのうえで、いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを守り、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」のもと、国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献するためには、切れ目のない対応を可能とする国内法制を整備する必要がある。

14（平成26）年5月、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」<sup>1</sup>からの報告書を受け、安倍内閣総理大臣が示した検討の進め方についての基本的方向性に基づき、与党における協議と政府における検討が進められ、同年7月、政府として、あらゆる事態に切れ目のない対応を可能とする法案の整備のための基本方針を示す「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」の閣議決定を行った。

**Q参照** 資料16（「閣議決定」の概要と法制整備）

## 2 ■ 法整備の経緯・意義

前述の閣議決定後、内閣官房国家安全保障局のもとに法案作成チームが立ち上げられ、また、防衛省・自衛隊においても、防衛大臣を委員長とする「安全保障法制整備検討委員会」が設置された。政府はこれらの検討体制のもと、計25回の与党における協議を踏まえて検討を行い、15（平成27）年5月14日、平和安全法制整備法案<sup>2</sup>及び国

際平和支援法案<sup>3</sup>の2法案を閣議決定し、翌15日に第189回国会（常会）へ提出した。

これらの2法案は、例えば、平素における米軍等の部隊の武器等の防護、重要影響事態及び国際平和共同対処事態における他国軍隊等への支援活動、さらには、「新三要件」<sup>4</sup>を満たす場合における、わが国を防衛するための必要最小限度の自衛

1 安倍内閣総理大臣は13（平成25）年2月、第1次安倍内閣において開催されていた「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」を再開し、同懇談会は計7回の会合を経て、14（平成26）年5月、安倍内閣総理大臣に報告書を提出した。

2 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案

3 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案

4 1章2節参照

の措置としての限定的な集団的自衛権の行使に至るまで、あらゆる事態への切れ目のない対応を可能とするものであり、国民の命と平和な暮らしを守り抜くために必要不可欠なものである。

2法案は、戦後最長となる国会会期の延長がなされたうえで、衆議院において約116時間、参議院において約100時間の計約216時間という戦後の安保関係の法案審議において最長となる審議がなされた。その結果、自民党及び公明党のみならず、日本を元気にする会（当時）、次世代の党（当時）及び新党改革（当時）の野党3党の計5党の賛成（10党のうち5党）も得て、幅広い合意を形成したうえで、15（平成27）年9月19日に参議院本会議において可決・成立した。

その際、この5党により、存立危機事態の認定にかかる新三要件の該当性の判断に当たり留意すべき事項や、平和安全法制に基づく自衛隊の活動に対する常時監視及び事後検証のための国会の組織のあり方、国会関与の強化について、各党間で

検討を行い、結論を得ることなどを盛り込んだ「平和安全法制についての合意書」（「5党合意」）が合意されるとともに、当該合意の趣旨を尊重し、適切に対処する旨の閣議決定が行われ、平和安全法制は、16（平成28）年3月29日に施行された。

わが国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増している中、本法制の施行は、弾道ミサイル防衛に当たる米艦艇の防護や後方支援が可能になるなど、日米同盟全体の抑止力や対処力を一層強化し、地域及び国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献することを通じて、わが国の平和と安全を一層確かなものにしていくものであり、歴史的な重要性を持つものである。また、本法制が世界から高く評価<sup>5</sup>されていることは、地域及び国際社会の平和と安定に資するものであることの証である。

【Q 参照】 図表Ⅱ-3-1-1（平和安全法制の構成）

図表Ⅱ-3-1-1 平和安全法制の構成

整備法 (一部改正を束ねたもの)
<b>平和安全法制整備法</b> : 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律
1. 自衛隊法
2. 国際平和協力法 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律
3. 周辺事態安全確保法 → 重要影響事態安全確保法に変更 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律
4. 船舶検査活動法 重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律
5. 事態対処法 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和及び独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律
6. 米軍行動関連措置法 → 米軍等行動関連措置法に変更 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律
7. 特定公共施設利用法 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律
8. 海上輸送規制法 武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律
9. 捕虜取扱い法 武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律
10. 国家安全保障会議設置法
新規制定(1本)
<b>国際平和支援法</b> : 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律

※左記の他、技術的な改正を行った法律が10本

5 同盟国である米国はもとより、オーストラリア、アジア太平洋、欧州、中東、アフリカ、中南米の国々に加え、ASEAN、EU、国際連合などからも理解と支持が表明されている。

解説

平和安全法制による抑止力の向上

COLUMN

16 (平成28) 年に施行した平和安全法制により、自衛隊の部隊と同じ現場で活動する米軍に対する物品・役務の提供が可能な活動が拡充するなど、これまで以上に米国をはじめとする関係国と協力できる内容が充実しました。

17 (平成29) 年においては、実際に情報収集を行う米軍に対する物品・役務の提供を実施し、また、自衛隊の部隊と連携して、わが国の防衛に役立つ活動を行う他国の部隊の警護も実施しました。

これにより日米同盟は一層強固なものとなり、抑止力の強化につながりました。このように、平和安全法制によってわが国の安全が、一層確実なものとなったことは間違いないと考えています。政府としても、引き続き、国民の命と平和な暮らしを守るべく、対応に万全を期してまいります。

解説

平和安全法制と憲法の関係について

COLUMN

憲法上「武力の行使」が許容されるのは、

- 我が国に対する武力攻撃が発生したこと、または我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること
- これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと
- 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

との新三要件が満たされる場合に限られます。この新三要件の下で認められる「武力の行使」においても、

- 憲法第9条はその文言からすると、国際関係における「武力の行使」を一切禁じているように見えるが、憲法前文で確認している「国民の平和的生存権」や憲法第13条が「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」は国政の上で最大の尊重を必要とする旨定めている趣旨を踏まえて考えると、憲法第9条が、我が国が自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置を採ることを禁じているとは到底解されない。
- 一方、この自衛の措置は、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の「武力の行使」は許容される。

との昭和47年の政府見解で示した憲法解釈の基本的論理は全く変わっていません。

また、新三要件の下で認められる「武力の行使」は、砂川事件に関する最高裁判決の範囲内です。同判決は、

- 「我が国が、自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置をとりうることは、国家固有の機能の行使として、当然のことと言わなければならない」

と述べています。つまり、個別的自衛権、集団的自衛権の区別をつけずに、我が国が、自衛権を有することに言及した上で、自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な「自衛の措置」を取り得ることを認めたものであると考えられます。

この新三要件が過不足なく反映されている平和安全法制は、従来から政府が示してきた憲法解釈の基本的論理を維持したものであるとともに、憲法の解釈を最終的に確定する機能を有する唯一の機関である最高裁判所の出した砂川判決の範囲内であり、憲法に合致したものです。